

結婚

に関連するおもな手続き

様

本庁・支所 マークのあるものは、
三国・丸岡・春江支所でも受付しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	問合せ窓口	受付済
住所 住所が変更となる方 夫になる人、妻になる人の住所が同じで、今まで別世帯になっていた方 姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方 旧姓の印鑑で印鑑登録していた方	住所変更(転入・転居) ※転入・転居のチェックシートも併せてご確認ください			①市民生活課(1階) 0776-50-3030 0776-50-3035 本庁・支所	
	世帯合併または世帯変更				
	カードの氏名変更	・マイナンバーカード ・4桁のパスワード ※パスワードが分からない場合、本人に限りその場で再設定できます。			
	署名用電子証明書発行申請 ※署名用電子証明書は氏名変更により失効します。利用予定の方は申請の手続きが必要です。	・6~16桁英数のパスワード ※パスワードが分からない場合、本人に限りその場で再設定できます。			
※各種受給者証等は、後日郵送で送付いたします					
保険年金 国民健康保険に加入中で、姓など資格確認書の内容に変更がある方 国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入った方 新たに国民健康保険に加入する方(退職し、勤務先の健康保険を脱退した場合など) 姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	新しい国民健康保険資格確認書の交付 今までお使いの資格確認書の返却	・今までの国民健康保険資格確認書		③保険年金課(1階) 0776-50-3031 本庁・支所	
	国民健康保険の脱退 国民健康保険証等の返却	・勤務先の健康保険資格確認書等、または資格取得証明書 ・国民健康保険資格確認書等(返却のため)			
	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書			
	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など(返却のため)			
子ども 児童手当を受給している方(0歳~18歳) 子ども医療費受給者証をお持ちの方(0歳~18歳の年度末まで) ひとり親家庭等に該当していた方 保育園・児童クラブ等に入園しているお子さんがいる方 小学生・中学生のお子さんが出て、就学援助を受給していた方	<受給者が変わる方> 児童手当の受給者変更 (受給事由消滅届と認定請求) ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先で申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の加入保険がわかるもの ・マイナンバーカードなど請求者と配偶者のマイナンバーが確認出来るもの ・子が市外在住の場合は子のマイナンバーが確認できるもの ※必要なものがそろっていても右記窓口へお立ち寄りください		⑤子ども福祉課(1階) 0776-50-3042 ⑧保育課(1階) 0776-50-3088 各学校又は 学校教育課(4階②) 0776-50-3031	
	児童手当の氏名等変更				
	受給者証の内容変更	・子の加入保険内容がわかるもの ・古い受給者証			
	児童扶養手当の資格喪失届 ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失及び子ども医療費助成の申請	※受給者ごとに異なりますので右記窓口でご相談ください			
	世帯状況変更届など	※世帯ごとに異なりますので右記窓口でご相談ください			
	就学援助の再審査 ※世帯構成が変わると再審査が必要です	※学校又は学校教育課にご相談ください			
障がい 障がいの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳(愛護手帳・愛の手帳) ・精神障害者保健福祉手帳 障がいサービスを受けている方 重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方 自立支援医療受給者証をお持ちの方	手帳内容の変更	・お持ちの手帳など ・マイナンバーカードなどマイナンバーが確認出来るもの(療育手帳以外)		⑥社会福祉課(1階) 0776-50-3041	
	受給者証の変更	・受給者証 ・マイナンバーカードなどマイナンバーが確認出来るもの			
	受給者証の変更	・重度医療費受給者証 ・加入保険がわかるもの ・口座がわかるもの(姓が変わる場合)			
	受給者証の変更	・自立支援医療受給者証 ・対象者の加入保険がわかるもの ・マイナンバーが確認出来るもの(同一保険加入者全員分)			
税・料金 上下水道の使用者名義が変わる方 税金等の振替口座を変更する方	給水装置使用者変更届	・口座振替を希望する口座のキャッシュカード等		上下水道お客さまセンター(2階①)0776-50-3131 本庁・支所 ⑩-1税務課(1階) 0776-50-3024 または各金融機関	
	振替口座の変更	・身分証明書(運転免許証など) ・口座振替を希望する口座のキャッシュカード等			
その他 犬を飼っている方 市営住宅に入居している方 婚姻届を提出され各種支援事業の要件を満たす方	犬の登録事項変更手続き(届出日から30日以内) 	※指定登録機関に登録のあるマイクログリップを装着している場合は、QRコードからお手続きください。(市での手続きは不要です)		②環境推進課(1階) 0776-50-3032 本庁・支所 都市計画課(2階) 0776-50-3052 結婚応援課(4階) 0776-50-3032	
	入居者変更等の手続き	※事前に右記窓口でご相談ください			
	新婚ハビネス応援券の申請 U25・U29夫婦支援金の申請 新婚世帯住宅応援事業補助金の申請	※各種支援事業には要件がありますので、右記窓口でご相談ください。			